

広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和4年7月8日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「基本仕様書」のとおり

(4) 概算事業費

19,610,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

（令和4年度4,790,000円、令和5年度7,410,000円、令和6年度7,410,000円）

(5) 受託候補者の特定方法

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施し、最優秀提案者（受託候補者）を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務に係る公募型プロポーザル応募説明書（以下「公募型プロポーザル応募説明書」という。）による。

2 プロポーザル参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務（特に期限内の報告書の提出を含む。）を実施できる団体（法人）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間いずれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間いずれの日においても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止の措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 法人格を有する団体であって、広島市内に本店、支店又は営業所若しくはそれらに準ずる事務所を有する者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第24号）第2条第2号に規定する

暴力団等の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

3 公募型プロポーザル応募資料の交付方法

広島市ホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)の総合トップページ内の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和4年度 方式・案件名」画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和4年8月8日(月)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49条)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所 本庁舎2階)

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課管理係

TEL 082-504-2173

FAX 082-504-2136

E-Mail kaigo@city.hiroshima.lg.jp

4 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和4年7月20日(水)までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出物

ア 「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」(様式1)

イ 法人の定款及び登記事項証明書(現在事項全部証明書)

ウ 広島市税の納税証明書(提出日から起算して3か月以内のもの)

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれかで、提出日から起算して3か月以内のもの)

オ 印鑑証明書

カ 法人のパンフレット(会社概要)等

(3) 提出場所

前記3(2)に同じ。

(4) 提出方法

前記3(2)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(5) 参加資格確認結果の通知

令和4年7月21日(木)までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 基本仕様書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和4年7月20日(水)までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時

15分まで

イ 提出場所

前記3(2)に同じ。

ウ 提出方法

「基本仕様書等に関する質問書」(様式2)に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

- (2) 前記(1)への回答は、質問者に直接回答する。また、前記3(2)において、令和4年8月8日(月)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

前記4(5)の通知を受け取った者は、「広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務企画提案書」(様式3)により企画提案書を作成し、次のとおり提出する。

ア 提出期限 令和4年8月8日(月)午後5時15分

イ 提出場所 前記3(2)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出する。

エ その他詳細は公募型プロポーザル応募説明書を参照のこと。

7 最優秀提案者(受託候補者)の特定

(1) 企画提案書の審査

広島市小規模事業所介護人材育成支援事業委託業務審査委員会が行う。

(2) 審査基準

公募型プロポーザル応募説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて応募者全員の商号・名称、最優秀提案者の評価結果(点数)を公表する。

8 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当する時には契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 委託料の額

企画提案の選定後、受託候補者と協議の上企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(3) その他

プロポーザル参加資格を有しない者の企画提案書及び企画提案書提出に関する条件に違反した者の企画提案は無効とする。

詳細は、公募型プロポーザル応募説明書による。